

課 題 レポ ー ト
氏 名 ( )
「博物館法（昭和26年法律第285号）において
は、博物館とは『歴史、芸術、民俗、産業、
自然科学等に関する資料を収集し、保管（育
成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的
配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、
調査研究、レクリエーション等に資するため
に必要な事業を行い、あわせてこれらの資料
に関する調査研究をすることを目的とする機
関』と定義されています。
昨今の国内外の社会情勢と組織経営という
視点から、これからの博物館のあるべき姿に
ついて、あなたの意見を述べてください。」
( 1,000 文字以内 )







